

**手話あいさつ100%運動ポスターデザイン作成業務委託
企画提案競技募集要項**

1 事業の目的

別紙「手話あいさつ100%運動ポスターデザイン作成業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）の「2 目的」のとおり。

2 委託する業務の内容

別紙「仕様書」のとおり。

3 委託料

660,000円（消費税及び地方消費税額を含む）を上限とする。

※消費税及び地方消費税の率は10%で積算するものとする。

4 参加資格

参加できるのは、次の項目のすべてを満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、埼玉県における一般競争入札等の参加を制限されていない者
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は更生手続開始の申立てがなされていない者
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再手続開始の申立てをしていない者又は申立てがなされていない者
- (4) 募集の日から審査結果の公表の日までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付入審第513号）に基づく入札参加停止等の措置を受けていない者
- (5) 募集の日から審査結果の公表の日までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者
- (6) 法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税等納付すべき税金を滞納していない者
- (7) 過去（令和2年4月1日以降）に、国や地方公共団体から本件と同種の業務を受託したことがあること。

5 スケジュール

6月21日（水）	ごろ	公募開始（県ホームページへの掲載）
6月27日（火）	15時まで	質問書の提出
6月30日（金）		質問に対する回答（県ホームページへの掲載）
7月12日（水）	15時まで	公募締切
7月下旬（予定）		審査及び受託候補者選定、委託契約締結

6 質問事項の受付

本事項の内容等に関する質問を次のとおり受け付ける。

(1) 受付期間

令和5年6月21日（水）から6月27日（火）午後3時まで

(2) 受付方法

質問書（様式1）に記入の上、電子メールで提出すること。送信後は電話により受信確認を行うこと。

電子メール：a3310-01@pref.saitama.lg.jp

電話：048-830-3294

(3) 回答方法

質問者の法人名等を伏せた上で、令和5年6月30日（金）までに県ホームページに掲載する。

7 企画提案書等の提出

受託希望者は、次の内容を記載した企画提案書等を提出すること。

なお、企画提案に必要な経費は企画提案書の負担とし提出された書類は返却しない。

(1) 提出書類

企画提案に当たっては、以下の書類を提出すること。

ア 企画提案書

ポスターのデザイン案を提出すること。

別紙「仕様書」に基づいて、作成すること。

イ 委託料の見積書

(ア)「2(4) 委託料」に掲げる上限金額（消費税及び地方消費税を含んだ額）の範囲内で作成し、その合算額（委託料の総額）を明記すること。

(イ) 宛名は、「埼玉県知事 大野元裕」とすること。会社印、代表者印は不要。

ウ 法人の概要がわかるもの（事業実績、組織図、パンフレット等）

エ 登記事項証明書（写し不可。提案日前3か月以内に発行されたもの。）

オ 納税証明書（写し不可。提案日前3か月以内に発行されたもの。）

法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税等の未納がないことを証する書類。

カ 4 参加資格（1）から（7）に該当する旨の誓約書（様式2）

(2) 企画提案書の注意事項

- ・ A列3版とする。
- ・ 4色刷とする。
- ・ イラスト等の使用有無は自由とする。
- ・ 提出作品数は任意とするが、最大3案までとする。

(3) 提出部数

デザイン案・・・紙（持参又は郵送）A列3版 6部

企画提案書類等の提出（1）イからカの書類・・・紙（持参又は郵送）6部

（4）提出方法

以下ア又はイにより提出する。

ア 持参（埼玉県福祉部障害者福祉推進課総務・計画・団体担当）

※土曜、日曜及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

イ 書留郵便（郵送先は下記「11 問い合わせ先」のとおり）

（5）提出期限

令和5年7月12日（水）午後3時必着

なお、郵送の場合は、提出期限までに必着のこと。

8 選考結果

令和5年7月下旬までに文書にて通知する。

9 その他

企画提案書等を提出した者が1者のときは、委員会が提案内容を総合的に審査し、本事業の委託先として適当であると認めた場合に、当該企画提案書等を提出した者を委託先候補者として選定する。

10 委託契約

埼玉県財務規則等関係法令に基づき締結する。

11 問い合わせ先

埼玉県福祉部障害者福祉推進課 総務・計画・団体担当 三浦

住 所：〒330-9301

さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

電 話：048-830-3294

F A X：048-830-4789

E-mail：a3310-01@pref.saitama.lg.jp

12 その他留意事項

- （1）提出書類は、本業務の委託先候補者の選定以外の目的に使用しない。ただし、埼玉県情報公開条例に基づき公開する場合がある。
- （2）提出期限を過ぎて提出された応募書類は無効とする。また、提出後の差替え及び再提出は認めない。ただし、委託者の指示による場合はこの限りではない。
- （3）書類提出後に参加を辞退する場合は、速やかに文書で埼玉県福祉部障害者福祉推進課長に届け出ること。
- （4）業務委託契約に当たっては、業務内容に関する細目事項等について、委託先候補者と県の間で協議し、提案内容に応じて仕様書を変更するなどして委託契約書を締

結する。なお、協議の上、企画提案の一部を変更する場合がある。

- (5) 業務委託契約に当たっては、埼玉県との契約実績等により契約保証金が必要になる場合がある。